

令和3年度 地域医療介護総合確保事業に係る提案募集要領

1 趣旨

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」、「地域包括ケアシステムの構築」と「医療・福祉・介護人材の確保・育成」を一体的に推進することが喫緊の課題となっています。
- ・ このため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、消費税増収分を財源とした「地域医療介護総合確保基金」が平成26年度から各都道府県に設置され(国2/3, 都道府県1/3), 各都道府県が作成する計画に基づき事業を実施しています。(介護分野については平成27年度から実施しています。)
- ・ 今回は、令和3年度の広島県計画に盛り込む事業について、提案募集を行うものです。(国の内示が得られ、県計画に位置付けられた事業が実施されます。)

2 地域医療介護総合確保事業の対象事業

対象となる事業は、次のとおり大きく医療と介護に分かれています。詳細は、別紙1「地域医療介護総合確保事業(医療分)事業例」、別紙2「地域医療介護総合確保事業(介護分)事業例」を参照してください。

【医療分】

(1)病床の機能分化・連携のために必要な事業	医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備 等
(2)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業	在宅医療を支える体制整備(地域包括ケアシステムの構築) 在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業 在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業 等
(3)医療従事者等の確保・養成のための事業	医師の地域偏在対策のための事業 診療科の偏在対策, 医科・歯科連携のための事業 女性医療従事者支援のための事業 看護職員等の確保のための事業 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等
(6)勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 【新規】	追加的健康確保措置, 時短計画の総合的な取組のための事業 概要は別紙1-2「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業【概要】」のとおり。詳細が分かり次第, 希望者に情報提供を行いますので, 希望者は, 医務課医務グループまでご連絡ください。

病床機能分化・連携促進基盤整備事業(回復期病床への転換に係る施設・設備整備など)については、別途、医療機関に照会します。

【介護分】

(4)介護施設等の整備のための事業 <u>提案者は市町</u>	地域密着型サービス等整備等助成事業 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 等
(5)介護従事者の確保のための事業	人材のマッチングのための事業 職場改善，資質向上のための事業 イメージ改善，理解促進のための事業

3 留意事項など

国がこれまでと相違する対象事業等を明示した場合は，変更する可能性があります。

(1) 国の補助制度との関係

- ・ 既存の国庫補助制度があるものは，事業対象とはなりません。（例：休日夜間急患センター施設・設備整備事業，病院群輪番制病院施設・設備整備事業，救命救急センター施設・設備整備事業，共同利用施設・設備整備事業など）
- ・ 国庫補助制度はあるが，補助基準に該当しないものも，事業対象とはなりません。

(2) 「病床の機能分化・連携のために必要な事業」の取扱い

- ・ 2の(1)「病床の機能分化・連携のために必要な事業」については，原則として，施設・設備整備事業(ハード事業)及び国が示しているソフト事業が対象となります。

(3) ICT関係事業の取扱い

- ・ 医療連携情報ネットワーク関係事業
「ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)」に関連する事業が対象となります。
ネットワークの維持費(ランニングコスト)は，事業対象となりません。
- ・ 電子カルテの整備事業
電子カルテの整備は，事業対象とはなりません。（ただし，勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備のための事業は対象）

(4) 介護保険制度における地域支援事業との関係

- ・ 提案書の提出を行った自治体のみが対象となる事業は，原則，対象とはなりません（ただし，国庫補助金から当該補助金に移行するものは除く。）
- ・ 複数の自治体対象となる広域的な事業であっても，県が広域的に取り組んでいる既存事業（認知症施策等）と類似する場合は，対象とならない場合があります。
- ・ 平成27年度以降，市町が実施することとされている地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業で位置づけられた事業（その一部を含む。）と同じ内容については，対象とはなりません。

(5) 自治体事業の取扱い

- ・ 自治体実施する事業については，民間事業者を対象とする研修など，民間事業者や住民に広く恩恵を及ぼすものは基金の対象としますが，自治体の行政経費（検討会経費等）については，対象となりません。

(6) 診療報酬・介護報酬との関係

- ・ 診療報酬や介護報酬で措置されているものや、措置が想定されているものは、事業対象とはなりません。

(7) 食糧費の取扱い

- ・ 弁当や、水・茶等の購入費（食糧費）は対象とはなりません。

(8) 事業者負担

- ・ 特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、負担を求めないこともあります。

(参考) 令和2年度補助率 施設整備：1/2，設備整備：2/3，ソフト事業：10/10

(9) 事業の評価

- ・ 事業ごとに具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。毎年度、事業ごとに評価を行います。

(10) 法律に基づく市町計画との整合性

- ・ 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業については、別途、法律に基づく市町計画を提出する必要がありますので、関係市町と協議を行ってください。
- ・ 介護関係事業については、市町介護保険事業計画との整合を図ってください。

「介護施設等の整備のための事業」に係る留意事項

- 1 提案者は市町のみとします。
- 2 令和3年度提案募集は、市町の第8期介護保険事業計画（予定）に基づく整備です。
- 3 対象事業の詳細は、別添A-2を参照してください。なお、別添A-2に記載されている令和3年度単価（予定）額は、あくまでも予定額であり、国の通知等により示される上限単価等を踏まえ、県が定める補助単価等とする予定です。

- 4 各市町においては、次の書類を提出してください。

提出書類
A-1：市町基金所要額一覧
A-2：令和3年度介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票（市区町分）

なお、介護施設等の整備のための事業がない市町にあつては、別添A-1に該当しない旨を記載して地域福祉課に提出してください。

今後、国からの通知等により事業内容等に変更があり得るとともに、国からの事業見込量等の調査依頼があれば、追加で調査することがありますので、御留意ください。

- 5 「市町の第8期介護保険事業計画（予定）に基づく整備」分提出に当たっては、事業が、市町の第8期介護保険事業計画（予定）に基づく介護サービス量の増を図るための整備であることなど、市町の第8期介護保険事業計画（予定）との整合性や必要性、優先度を十分に検討のうえ提出してください。また、必要に応じて、民間事業者等に対して照会のうえ提出してください。
- 6 介護施設等の整備のための事業については、広域型施設（定員30名以上の特別養護老人ホーム等）も含め、実施主体を市町（市町の助成により事業者が実施する事業に対して、補助事業として市町へ補助）とする予定ですので、御留意ください。
- 7 介護施設等の整備に係る提案を希望する民間事業者等は、市町の第8期介護保険事業計画（予定）との整合性を図る観点などから、施設を設置しようとする市町に相談してください。

4 事業の提案について

(1) 募集期限

令和2年10月26日(月)

電子データで提出してください。

(2) 事業の提案方法

- ・ 提案書を作成の上、必ず以下のいずれかの団体を通じて提出してください。
 - ・ また、以下の各団体において、提案事業の内容(事業の実現可能性等)を十分確認の上、提出してください。(必要に応じて、個別ヒアリング等を実施します。)
- 地域保健対策協議会の場合、二次保健医療圏を対象地域とし、地域の関係機関の協力により実施するもので、協議会として実施すべきと判断したものを提出してください。

一般社団法人広島県医師会	広島県国民健康保険団体連合会
一般社団法人広島県歯科医師会	公益社団法人日本認知症グループホーム協会広島県支部
公益社団法人広島県薬剤師会	全国軽費老人ホーム協議会中国ブロック
公益社団法人広島県看護協会	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会
一般社団法人広島県病院協会	広島県訪問介護事業連絡協議会
全国自治体病院協議会広島県支部	広島市域通所サービス連絡協議会
広島大学	広島市域訪問介護事業者連絡会
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	一般社団法人広島県介護支援専門員協会
一般社団法人広島県精神科病院協会	公益社団法人広島県介護福祉士会
広島県訪問看護ステーション協議会	公益社団法人広島県社会福祉士会
一般社団法人広島県助産師会	広島県社会保険労務士会
公益社団法人広島県理学療法士会	公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会中国四国ブロック会広島県代表校
一般社団法人広島県作業療法士会	公益社団法人介護労働安定センター広島支部
広島県言語聴覚士会	一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
一般社団法人広島県歯科衛生士会	一般社団法人日本在宅介護協会
広島市連合地区地域保健対策協議会	一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロック
海田地域保健対策協議会	一般社団法人全国特定施設事業者協議会(広島県特定施設連絡会)
芸北地域保健対策協議会	広島県民生委員児童委員協議会
広島県西部地域保健対策協議会	公益財団法人広島県老人クラブ連合会
呉地域保健対策協議会	公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部
広島中央地域保健対策協議会	特定非営利活動法人ひろしま NPO センター
尾三地域保健対策協議会	広島県商工会連合会
福山・府中地域保健対策協議会	広島県生活協同組合連合会
備北地域保健対策協議会	広島県農業協同組合中央会
広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会	広島県労働者福祉協議会
社会福祉法人広島県社会福祉協議会	公益財団法人さわやか福祉財団中国ブロック
広島県社会福祉法人経営者協議会	広島県地域包括ケア推進センター
広島県老人福祉施設連盟	各市町
公益社団法人広島市老人福祉施設連盟	
広島県老人保健施設協議会	

(3) 提出書類

- ・ 提案様式 1
- ・ 提案様式 2 及び事業費に係る積算資料
 介護分の施設整備については、別添 A - 1・2 及び第 8 期介護保険事業計画(予定)における位置付けが分かるものを添付

5 提出先・問合せ先

以下、広島県健康福祉局内の担当課へ提出してください。

令和 2 年度の実施事業の継続、事業内容の変更等による提案は、以下によることなく、当該事業に係る調整等を行った担当課と調整してください。

事業区分	提出先・問合せ先
地域医療介護総合確保事業の全般	医療介護計画課 医療・介護連携グループ 塚本, 青木, 藤川 電話 082-513-3081 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryoukeikaku@pref.hiroshima.lg.jp
病床の機能分化・連携のために必要な事業	
在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業	
医療従事者等の確保・養成のための事業	【医師の確保・養成】 医療介護人材課 医療支援グループ 神笠, 赤木 電話 082-513-3062 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryoujinzai@pref.hiroshima.lg.jp ----- 【看護職員の確保・養成】 医療介護人材課 医療人材グループ 小西, 地村, 木村 電話 082-513-3057 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryoujinzai@pref.hiroshima.lg.jp
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業【新規】	医務課 医務グループ 安部, 六箱 電話 082-513-3056 (ダイヤルイン) メールアドレス fuimu@pref.hiroshima.lg.jp
介護施設等の整備のための事業	地域福祉課 老人福祉施設グループ 岡田, 的場 電話 082-513-3199 (ダイヤルイン) メールアドレス fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp <別添 A - 1・2 関係>
介護従事者の確保のための事業	医療介護人材課 介護人材グループ 向井, 妹尾 電話 082-513-3142 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryoujinzai@pref.hiroshima.lg.jp <別紙 2 事業例の事業番号 1~23, 29~33 関係> ----- 医療介護計画課 医療・介護連携グループ 青木, 藤川 電話 082-513-3081 (ダイヤルイン) メールアドレス fuiryoukeikaku@pref.hiroshima.lg.jp <別紙 2 事業例の事業番号 6, 18, 24~28, 34~36 関係>

令和3年度 地域医療介護総合確保事業 提案様式作成要領

共通事項

- ・ できるだけ平易な文章で簡潔に記載してください。
- ・ 提案様式1はワード形成で、提案様式2はエクセル形式で、見積書などその他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ、提出してください。(電子データでの提出に御協力ください。)
- ・ 連携する団体等がある場合には、事前に当該団体等と調整を行ってください。
- ・ 不明な箇所等があれば、期限内での修正をお願いする場合があります。

提案様式1

記入項目	記入要領
1 事業番号	<p>【医療分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙1「地域医療介護総合確保事業(医療分)事業例」から該当する事業(又は最も近いもの)を選択して、事業番号を記載してください。 ・ 該当する事業(又は最も近いもの)がない場合は、区分ごとにある「(上記事業例以外の事業)」の番号を記載してください。 <hr/> <p>【介護分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙2「地域医療介護総合確保事業(介護分)事業例」から該当する事業(又は最も近いもの)を選択して、事業番号を記載してください。 ・ 「1 基本整備」の実施主体は、都道府県のみです。 ・ 介護人材の確保は、「2 参入促進」、「3 資質の向上」及び「4 労働環境・処遇の改善」から該当する事業(又は最も近いもの)を選択してください。また、別記「介護従事者の確保に関する事業」も参照してください。 ・ 「5 介護施設等の整備」は、別添A-1・2も参照してください。
2 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の概要を簡潔に記載してください。 ・ 県民向けに事業の概要が分かるイメージ図(絵)を別途添付してください。(介護施設等の整備のための事業は除く。) ・ 介護分については、事業の対象となる地域を記載してください。 (例) 県内全域, 老人福祉圏域, 市町, 日常生活圏域 等
3 実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施者数は、事業を実施する団体数を記載し、「(内訳)」に具体の団体名を事業提案者から順に記載してください。
4 裨益職種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施することにより裨益(裨益とは「(業務に)役立つこと」という意味です。)を受ける職種について、該当職種名の前にあるチェックボックスにチェックを入れてください。 ・ 記載されている職種以外の場合、その他にチェックをし、具体的な職種名を記載してください。

<p>5 計画額及び 計画期間</p>	<p>【(1) 計画額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備事業， 設備整備事業， ソフト事業， 介護施設等の4つの区分それぞれの年度別計画額及び基金額を記載してください。 施設整備事業：建物の新築や改修等の事業 設備整備事業：医療機器やパソコンなど，<u>消耗品以外の物品（取得単価 10 万円以上の物品）</u>を購入する事業 ソフト事業：研修事業，普及啓発事業など，特定事業者の資産形成につながらない事業 介護施設等：介護施設等の整備のための事業 ・ 「計画額」は，県からの助成額（基金充当額）ではなく，事業者負担額も含めた，当該事業で発生する経費の総額です。 ・ 「うち基金」は，計画額のうち基金充当額を内数で記載してください。 ・ 「計画額」の詳細な積算内訳を「提案様式 2」に記載するとともに，<u>施設整備及び設備整備については，積算額を確認できる書類（見積等）を必ず添付</u>してください。 各項目と突合できるよう，書類（見積等）に番号等を付してください。 別紙 3 に基準単価がない場合，規程など根拠資料を添付してください。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【(2) 計画期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年の計画期間を記載しても，<u>基金を活用した事業は，原則 1 年間です。</u>（2 年目以降の事業費は，参考に記載いただくものです。）
<p>6 現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の必要性について，現状と課題を記載してください。
<p>7 ねらい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題を踏まえた課題解決策を記載してください。
<p>8 事業の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事業内容を記載してください。 ・ 複数年計画の場合，年度ごとに実施内容を記載してください。 ・ 「介護施設等の整備のための事業」については，介護保険事業計画における事業との関係性や優先度，必要性などを記載してください。
<p>9 事業の成果 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な指標や目標値を記載してください。 ・ 目標値はできる限り定量的な目標としてください。 「現状値（R 年度）」：直近値（時点を明示）を記載 「R 3 年度」：令和 3 年度末時点での数値を記載 「事業最終年度（R 年度）」：最終年度末の数値を記載
<p>10 目指すべき姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施により，2025（令和 7）年にどのような状況（目指すべき姿）になっているのか，記載してください。
<p>11 スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「8 事業の内容」と整合するよう，令和 3 年度及び翌年度のスケジュール（上期・下期）を記載してください。 <u>国の内示の時期等により，事業開始が遅れる可能性があります。</u>
<p>（担当者連絡先）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の内容について，説明できる方を記載してください。

提案様式2 (積算内訳)

- ・ 複数年計画の場合、令和3年度と翌年度の別々に作成してください。翌々年度以降は、作成の必要はありません。
- ・ 事業者負担額も含めた当該事業で発生する経費の「総額」について記載してください。
- ・ 事業の項目が分かれている場合は、項目ごとに分けて記載してください。

- ・ 「費目」は、不明の場合は空欄としてください。
- ・ 「区分」は、『施設』『設備』『ソフト』『介護施設等』のいずれかを記載してください。
- ・ 「見積番号」は、各項目と添付した書類（見積等）が突合できるように、書類（見積等）に付した番号を記載してください。

- ・ 人件費・旅費の単価は、別紙3「積算資料の作成に係る基準単価」により積算してください。
新たに単価が示された場合、金額が変更となります。
別紙3にない場合、団体の規程等により適切に積算してください。
- ・ 「積算根拠」は、単価×人数（日数）など、金額の根拠が分かるように記載してください。
- ・ 『介護施設等』（介護施設等の整備のための事業）については、「うち基金」欄は空欄としてください。

- ・ 施設整備及び設備整備については、必ず見積書等を添付してください。
介護施設等の整備のための事業について、市町の事業者選定が未実施で事業者未定の場合などは、見積書等の添付は必要ありません。その場合、事業費は、見込額を記載し算出根拠を示してください。

(課題)																											
7 ねらい(課題解決策)																											
8 事業の内容																											
9 事業の成果目標																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">項目</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>現状値(R 年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業最終年度(年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				項目				現状値(R 年度)				令和3年度				事業最終年度(年度)											
項目																											
現状値(R 年度)																											
令和3年度																											
事業最終年度(年度)																											
10 目指すべき姿(2025年(令和7年)のゴールイメージ)																											
11 スケジュール																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">項目</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">令和3年度</th> <th colspan="2" style="width: 35%;">翌年度</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">4月~9月</th> <th style="width: 20%;">10月~3月</th> <th style="width: 20%;">4月~9月</th> <th style="width: 15%;">10月~3月</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				項目	令和3年度		翌年度		4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月															
項目	令和3年度		翌年度																								
	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月																							

事業ごとに記載すること。

(担当者連絡先)

担当者 所属・職名	
担当者 氏名	
連絡先(TEL)	
連絡先(FAX)	
連絡先(メールアドレス)	

担当者は、事業の内容について説明していただくことが可能な方としてください。

令和3年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票**調査票作成上の留意事項**

1 別添A - 1, 別添A - 2を提出すること。

「 定期借地権利用による整備支援(うち本体施設種類)」には、本体施設としての整備数を入力すること。

2 例)介護老人福祉施設(定員30人以上)に介護老人保健施設(定員29人以下)を併設して、定期借地権利用による整備を行う場合は、介護老人福祉施設(定員30人以上)の欄に計上。

3 「 介護施設等の合築・併設支援」の「整備予定数」欄には、「 地域密着型サービス施設等の整備助成」のうち、当該加算に該当する整備予定数を計上すること。

4 「 介護施設等の合築・併設支援(施設種類)」の「合築・併設整備予定施設数」には、地域密着型特養と合築・併設予定の施設数を種類ごと入力すること。

5 国が示している単価上限額(予定)で、基金の所要額を算出すること。

6 令和3年度予算に係るものだけ計上すること。

令和3年度 介護施設等の整備に関する事業見込量等調査票（市町分）

1. 介護施設等の整備状況及び令和3年度の整備予定

令和3年4月1日現在の介護施設等の整備状況及び令和3年度の整備予定	介護施設等の種類	市町内における介護施設等の整備状況(R3.4.1現在見込) 整備中のものを含む(基金を利用しないものを含む)		介護施設等の整備予定(令和3年度新規整備分) 基金を利用しないものを含む	
		施設・事業所数	定員数	施設・事業所数	定員数
		介護老人福祉施設(定員30人以上)			
地域密着型介護老人福祉施設					
養護老人ホーム(定員30人以上)					
養護老人ホーム(定員29人以下)					
介護老人保健施設(定員30人以上)					
介護老人保健施設(定員29人以下)					
ケアハウス(定員30人以上)					
ケアハウス(定員29人以下)					
介護医療院(定員30人以上)					
介護医療院(定員29人以下)					
都市型軽費老人ホーム					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					
小規模多機能型居宅介護事業所		(登録)	(宿泊)	(登録)	(宿泊)
認知症対応型デイサービスセンター					
認知症高齢者グループホーム					
看護小規模多機能型居宅介護事業所		(登録)	(宿泊)	(登録)	(宿泊)
介護予防拠点					
地域包括支援センター					
生活支援ハウス					
施設内保育施設					
訪問看護ステーション(大規模化・サテライト型設置)					
緊急ショートステイ					
介護付きホーム(定員30人以上)					
介護付きホーム(定員29人以下)					

2. 介護施設等の整備に関する事業の基金所要額見込

令和3年4月1日現在の介護施設等の整備状況及び令和3年度の整備予定	介護施設等の種類	地域密着型サービス施設等の整備助成				施設等の開設・設置に必要な準備経費支障			
		基金利用による整備予定数	令和3年度単価額(予定)(千円)	単位	所要額(千円)	基金利用による整備予定数	令和3年度単価額(予定)(千円)	単位	所要額(千円)
		介護老人福祉施設(定員30人以上)						839	定員数
上記に併設されるショートステイ居室						839	定員数	0	
地域密着型介護老人福祉施設		4,480	整備床数	0		839	定員数	0	
上記に併設されるショートステイ居室		4,480	整備床数	0		839	定員数	0	
養護老人ホーム(定員30人以上)						839	定員数	0	
養護老人ホーム(定員29人以下)		2,380	整備床数	0		420	定員数	0	
介護老人保健施設(定員30人以上)						839	定員数	0	
介護老人保健施設(定員29人以下)		56,000	施設数	0		839	定員数	0	
ケアハウス(定員30人以上)						839	定員数	0	
ケアハウス(定員29人以下)		4,480	整備床数	0		839	定員数	0	
介護医療院(定員30人以上)						839	定員数	0	
介護医療院(定員29人以下)		56,000	施設数	0		839	定員数	0	
都市型軽費老人ホーム		1,790	整備床数	0		420	定員数	0	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		5,940	施設数	0		14,000	施設数	0	
小規模多機能型居宅介護事業所		33,600	施設数	0		839	宿泊定員数	0	
認知症対応型デイサービスセンター		11,900	施設数	0					
認知症高齢者グループホーム		33,600	施設数	0		839	定員数	0	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		33,600	施設数	0		839	宿泊定員数	0	
介護予防拠点		8,910	施設数	0					
地域包括支援センター		1,190	施設数	0					
生活支援ハウス		35,700	施設数	0					
施設内保育施設		11,900	施設数	0		4,200	施設数	0	
訪問看護ステーション(大規模化・サテライト型設置)						4,200	施設数	0	
緊急ショートステイ		1,190	整備床数	0					
介護付きホーム(定員30人以上)						839	定員数	0	
介護付きホーム(定員29人以下)		4,480	整備床数	0		839	定員数	0	
転換整備に係る開設準備経費						219	転換前床数	0	
所要額小計				0				0	

介護施設等の種類	定期借地権利用による整備支援			定期借地権利用による整備支援(うち本体施設種類)	
	基金利用による整備予定数	算出方法	所要額(千円)	介護施設等の種類	整備予定数
介護老人福祉施設(定員30人以上)及び併設されるショートステイ居室				介護老人福祉施設(定員30人以上)及び併設されるショートステイ居室	
地域密着型介護老人福祉施設及び併設されるショートステイ居室				地域密着型介護老人福祉施設及び併設されるショートステイ居室	
養護老人ホーム(定員30人以上)				養護老人ホーム(定員30人以上)	
養護老人ホーム(定員29人以下)				養護老人ホーム(定員29人以下)	
介護老人保健施設(定員30人以上)				介護老人保健施設(定員30人以上)	
介護老人保健施設(定員29人以下)				介護老人保健施設(定員29人以下)	
ケアハウス(定員30人以上)				ケアハウス(定員30人以上)	
ケアハウス(定員29人以下)				ケアハウス(定員29人以下)	
介護医療院(定員30人以上)				介護医療院(定員30人以上)	
介護医療院(定員29人以下)				介護医療院(定員29人以下)	
都市型軽費老人ホーム		当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の1		都市型軽費老人ホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所				小規模多機能型居宅介護事業所	
認知症高齢者グループホーム				認知症高齢者グループホーム	
看護小規模多機能型居宅介護事業所				看護小規模多機能型居宅介護事業所	
施設内保育施設				施設内保育施設	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				介護付きホーム(定員30人以上)	
認知症対応型デイサービスセンター				介護付きホーム(定員29人以下)	
介護予防拠点					
地域包括支援センター					
生活支援ハウス					
緊急ショートステイ					
介護付きホーム(定員30人以上)					
介護付きホーム(定員29人以下)					
所要額小計			0	整備予定数計	0

介護施設等の種類	介護施設等の合算・併設支援				
	整備予定数	令和3年度単価額(予定)(千円)	単位	加算率	所要額(千円)(加算額)
地域密着型介護老人福祉施設及び併設されるショートステイ居室		4,480	整備床数	0.05	0
介護老人保健施設(定員29人以下)		56,000	施設数		0
養護老人ホーム(定員29人以下)		2,380	整備床数		0
ケアハウス(定員29人以下)		4,480	整備床数		0
介護医療院(定員29人以下)		56,000	施設数		0
都市型軽費老人ホーム		1,790	整備床数		0
認知症高齢者グループホーム		33,600	施設数		0
小規模多機能型居宅介護事業所		33,600	施設数		0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		5,940	施設数		0
看護小規模多機能型居宅介護事業所		33,600	施設数		0
認知症対応型デイサービスセンター		11,900	施設数		0
介護予防拠点		8,910	施設数		0
地域包括支援センター		1,190	施設数		0
生活支援ハウス		35,700	施設数		0
緊急ショートステイ		1,190	整備床数		0
施設内保育施設		11,900	施設数		0
介護付きホーム(定員29人以下)		4,480	整備床数		0
所要額小計				0	

補助対象施設	空き家を活用した整備支援			
	基金利用による整備予定数	令和3年度単価額(予定)(千円)	単位	所要額(千円)
認知症高齢者グループホーム		8,910	施設数	0
小規模多機能型居宅介護事業所				0
看護小規模多機能型居宅介護事業所				0
認知症対応型デイサービスセンター				0
所要額小計				0

基金利用による介護施設等の整備に関する事業量の見込み等

基金利用による既存施設の改修等								
事業区分	整備区分	整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)			
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援 (対象に介護医療院を追加)	個室 ユニット化改修		1,190	整備床数	0			
	多床室(ユニット型個室的多床室を含む) ユニット化改修		2,380	整備床数	0			
	特養等のユニット化改修支援の小計				0			
既存の特養及び併設されるショートステイ多床室のプライバシー保護のための改修支援	介護施設等の種類	整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)			
	介護老人福祉施設(定員30人以上)		734	整備床数	0			
	上記に併設されるショートステイ居室		734	整備床数	0			
	地域密着型介護老人福祉施設		734	整備床数	0			
	上記に併設されるショートステイ居室		734	整備床数	0			
既存の特養及び併設されるショートステイ多床室のプライバシー保護のための改修支援の小計				0				
介護療養型医療施設等の転換整備支援 (転換先に介護医療院を追加) (介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む)	整備区分	整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)			
	創設分		2,240	整備床数	0			
	改築分		2,770	整備床数	0			
	改修分		1,115	整備床数	0			
介護療養型医療施設等の転換整備支援の小計				0				
看取り環境の整備促進	介護施設等の種類	整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)			
	介護老人福祉施設(定員30人以上)		3,500	施設数	0			
	地域密着型介護老人福祉施設		3,500	施設数	0			
	介護老人保健施設(定員30人以上)		3,500	施設数	0			
	介護老人保健施設(定員29人以下)		3,500	施設数	0			
	介護医療院(定員30人以上)		3,500	施設数	0			
	介護医療院(定員29人以下)		3,500	施設数	0			
	ケアハウス(定員30人以上)		3,500	施設数	0			
	ケアハウス(定員29人以下)		3,500	施設数	0			
	養護老人ホーム		3,500	施設数	0			
	軽費老人ホーム		3,500	施設数	0			
	認知症高齢者グループホーム		3,500	施設数	0			
	小規模多機能型居宅介護事業所		3,500	施設数	0			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		3,500	施設数	0			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		3,500	施設数	0			
	介護付きホーム(定員30人以上)		3,500	施設数	0			
	介護付きホーム(定員29人以下)		3,500	施設数	0			
看取り環境の整備促進の小計				0				
共生型サービス事業所の整備促進	介護施設等の種類	整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)			
	通所介護事業所		1,029	事業所数	0			
	短期入所生活介護事業所		1,029	事業所数	0			
	小規模多機能型居宅介護事業所		1,029	事業所数	0			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1,029	事業所数	0			
共生型サービス事業所の整備促進の小計				0				
民有地マッチング事業								
区分	実施予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)				
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援		5,610	自治体	0				
整備候補地等の確保支援		4,590	自治体	0				
地域連携コーディネーターの配置支援		4,490	1箇所	0				
所要額小計				0				
介護施設等の種類	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化				大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援			
	基金利用による 整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)	基金利用による 整備予定数	令和3年度単価額 (予定)(千円)	単位	所要額(千円)
介護老人福祉施設(定員30人以上)		1,128	定員数	0	420		定員数	0
上記に併設されるショートステイ居室					420		定員数	0
地域密着型介護老人福祉施設					420		定員数	0
上記に併設されるショートステイ居室					420		定員数	0
養護老人ホーム(定員30人以上)		1,128	定員数	0	420		定員数	0
養護老人ホーム(定員29人以下)					210		定員数	0
介護老人保健施設(定員30人以上)		1,128	定員数	0	420		定員数	0
介護老人保健施設(定員29人以下)					420		定員数	0
ケアハウス(定員30人以上)		1,128	定員数	0	420		定員数	0
ケアハウス(定員29人以下)					420		定員数	0
介護医療院(定員30人以上)		1,128	定員数	0	420		定員数	0
介護医療院(定員29人以下)					420		定員数	0
都市型軽費老人ホーム					210		定員数	0
軽費老人ホーム(定員30人以上)		1,128	定員数	0				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					7,000		施設数	0
小規模多機能型居宅介護事業所					420		宿泊定員数	0
認知症高齢者グループホーム					420		定員数	0
看護小規模多機能型居宅介護事業所					420		宿泊定員数	0
施設内保育施設					2,100		施設数	0
介護付きホーム(定員30人以上)					420		定員数	0
介護付きホーム(定員29人以下)					420		定員数	0

所要額小計										0	
主として宿舎を利用する職員が勤務する介護施設等の種類		介護職員の宿舎施設整備									
	基金利用による整備予定数	算出方法		所要額(千円)							
介護老人福祉施設(定員30人以上)		介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡までに該当する工事費又は工事請負費及び工事事務費の3分の1									
地域密着型介護老人福祉施設											
介護老人保健施設(定員30人以上)											
介護老人保健施設(定員29人以下)											
介護医療院(定員30人以上)											
介護医療院(定員29人以下)											
ケアハウス(定員30人以上)											
ケアハウス(定員29人以下)											
認知症高齢者グループホーム											
小規模多機能型居宅介護事業所											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所											
看護小規模多機能型居宅介護事業所											
介護付きホーム(定員30人以上)											
介護付きホーム(定員29人以下)											
所要額小計				0							
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援											
区分	実施予定数	令和3年度単価額(予定)(千円)	単位	所要額(千円)							
介護予防拠点(通いの場等)		100	か所	0							
所要額小計				0							
介護施設等の種類		消毒液等購入経費支援						介護施設等の消毒・洗浄経費支援			
		消毒液等の配布を行う施設数	消毒液の購入数	防護手袋の購入数	個人用防護服の購入数	その他物品の購入数 購入品目(自由記号) 購入数		所要額(千円)	消毒・洗浄を行う施設数	所要額(千円)	
介護老人福祉施設(定員30人以上)											
上記に併設されるショートステイ居室											
地域密着型介護老人福祉施設											
上記に併設されるショートステイ居室											
介護老人保健施設											
介護医療院、介護療養型医療施設											
養護老人ホーム											
軽費老人ホーム											
認知症高齢者グループホーム											
小規模多機能型居宅介護事業所											
看護小規模多機能型居宅介護事業所											
有料老人ホーム											
サービス付き高齢者向け住宅											
訪問介護事業所											
訪問入浴介護事業所											
訪問看護事業所											
訪問リハビリテーション事業所											
夜間対応型訪問介護事業所											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所											
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所											
通所リハビリテーション事業所											
短期入所生活介護事業所											
居宅介護支援事業所											
地域包括支援センター											
福祉用具貸与・販売事業所											
介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所											
生活支援ハウス											
居宅療養管理指導事業所											
所要額小計										0	
高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業											
区分	所要額(千円)										
感染症予防の広報・啓発経費											
所要額小計		0									

介護施設等の種類	介護施設等における簡易降圧装置・換気設備の設置に係る経費支援			
	簡易降圧装置を設置する施設数	簡易降圧装置を設置する台数	換気設備の設置をする施設数	所要額(千円)
介護老人福祉施設(定員30人以上)				
上記に併設されるショートステイ居室				
地域密着型介護老人福祉施設				
上記に併設されるショートステイ居室				
介護老人保健施設				
介護医療院、介護療養型医療施設				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
有料老人ホーム				
サービス付き高齢者向け住宅				
短期入所生活介護事業所				
生活支援ハウス				
所要額小計	0	0	0	0
基金所要額計	0(千円)			
(備考) 複数年度にまたがり支出を要する事業について、翌年度以降の各年度の基金所要見込額を記載				

調査事項1及び2にある「生活支援ハウス」については、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法又は豪雪地帯対策特別措置法に基づくものに限るものであること。

3. 第8期介護保険事業(支援)計画等

市町名	
-----	--

第8期介護保険事業(支援)計画	第8期介護保険事業(支援)計画								
	施設サービス 定員総数欄は、前年度の必要入所(利用)定員総数からの増加分を記入	令和3年度		令和4年度		令和5年度		計	
		定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数	定員総数	整備予定施設数
介護老人福祉施設(定員30人以上)							0	0	
地域密着型介護老人福祉施設							0	0	
介護老人保健施設							0	0	
介護医療院							0	0	
介護療養型医療施設							0	0	
介護専用型特定施設							0	0	
混合型特定施設							0	0	
地域密着型特定施設							0	0	
認知症対応型共同生活介護							0	0	
地域密着型サービス(予防を含む) サービス見込人数欄は、前年度のサービス別の利用人数からの増加分を記入	令和3年度		令和4年度		令和5年度		計		
	サービス見込人数(人/月)	整備予定事業所数	サービス見込人数(人/月)	整備予定事業所数	サービス見込人数(人/月)	整備予定事業所数	サービス見込人数(人/月)	整備予定事業所数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							0	0	
認知症対応型通所介護							0	0	
小規模多機能型居宅介護							0	0	
看護小規模多機能型居宅介護事業所							0	0	

「整備予定施設数」「整備予定事業所数」には基金を利用しないものを含む。

事業番号を提案様式
1に記載してください。

別紙1

地域医療介護総合確保事業(医療分) 事業例

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
1 病床の機能分化・連携			
(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等			
	1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2	精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
	3	がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
	4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。 また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
	5	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備 (別途、募集を行います。)	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
	6-1	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備(補助要件は従来補助と同様)	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
	6-2	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備(従来補助の要件では対象外の内容)	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
	6-3	(上記事業例以外の事業)	
2 在宅医療・介護サービスの充実			
(1) 在宅医療を支える体制整備等			
	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・着取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
	9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における園地連携会議の開催を促進する。 上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
	10-1	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施(補助要件は従来補助と同様)	在宅医療関係者の多職種連携研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	10-2	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。 また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
	12-1	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施(補助要件は従来補助と同様)	訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。 上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	12-2	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。 上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	13	認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
	14	認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	15-1	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	15-2	(上記事業例以外の事業)	

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
(2)在宅医療(歯科)を推進するために必要な事業等			
	16-1	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備(補助要件は従来補助と同様)	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	16-2	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備(従来補助の要件では対象外の内容)	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
	18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
	19-1	在宅歯科医療を実施するための設備整備(補助要件は従来補助と同様)	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	19-2	在宅歯科医療を実施するための設備整備(従来補助の要件では対象外の内容)	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
	21-1	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
	21-2	(上記事業例以外の事業)	
(3)在宅医療(薬剤)を推進するために必要な事業等			
	22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。 また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24-1	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。
	24-2	(上記事業例以外の事業)	
3 医療従事者等の確保・養成			
(1)医師の地域偏在対策のための事業等			
	25-1	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)(補助要件は従来補助と同様)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	25-2	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)(従来補助の要件では対象外の内容)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26-1	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築(補助要件は従来補助と同様)	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	26-2	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築(従来補助の要件では対象外の内容)	医療資源の重点的かつ効率的な配置を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27-1	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進捗及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
	27-2	(上記事業例以外の事業)	

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
(2) 診療科の偏在対策、医科・歯科連携のための事業等			
	28-1	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援(補助要件は従来補助と同様)	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組み医療機関を支援する。
	28-2	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援(従来補助の要件では対象外の内容)	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、これらの医師の処遇改善に取り組み医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29-1	小児専門医等の確保のための研修の実施(補助要件は従来補助と同様)	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	29-2	小児専門医等の確保のための研修の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	30-1	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施(補助要件は従来補助と同様)	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	30-2	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	31-1	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	31-2	(上記事業例以外の事業)	
(3) 女性医療従事者支援のための事業等			
	32-1	女性医師等の離職防止や再就業の促進(補助要件は従来補助と同様)	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
	32-2	女性医師等の離職防止や再就業の促進(従来補助の要件では対象外の内容)	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
	33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
	34-1	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
	34-2	(上記事業例以外の事業)	
(4) 看護職員等の確保のための事業等			
	35-1	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施(補助要件は従来補助と同様)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
	35-2	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
	36-1	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施(補助要件は従来補助と同様)	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	36-2	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	37-1	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施(補助要件は従来補助と同様)	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	37-2	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施(従来補助の要件では対象外の内容)	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	38-1	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進(補助要件は従来補助と同様)	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
	38-2	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進(従来補助の要件では対象外の内容)	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るための経費に対する支援を行う。
	39-1	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備(補助要件は従来補助と同様)	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
	39-2	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備(従来補助の要件では対象外の内容)	看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。
	40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
	41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るため、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るための経費に対する支援を行う。

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
	42-1	看護師等養成所の施設・設備整備(補助要件は従来補助と同様)	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	42-2	看護師等養成所の施設・設備整備(従来補助の要件では対象外の内容)	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	43-1	看護職員定着促進のための宿舎整備(補助要件は従来補助と同様)	看護職員宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	43-2	看護職員定着促進のための宿舎整備(従来補助の要件では対象外の内容)	看護職員宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	44-1	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備(補助要件は従来補助と同様)	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	44-2	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備(従来補助の要件では対象外の内容)	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	45-1	看護職員の就労環境改善のための体制整備(補助要件は従来補助と同様)	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	45-2	看護職員の就労環境改善のための体制整備(従来補助の要件では対象外の内容)	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	46-1	看護職員の勤務環境改善のための施設整備(補助要件は従来補助と同様)	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	46-2	看護職員の勤務環境改善のための施設整備(従来補助の要件では対象外の内容)	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	47-1	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備(補助要件は従来補助と同様)	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	47-2	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備(従来補助の要件では対象外の内容)	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	48-1	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議、調整を行うための体制整備を支援する。
	48-2	(上記事業例以外の事業)	
(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等			
	49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
	50-1	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)(補助要件は従来補助と同様)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、院内保育所の整備・運営により改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
	50-2	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)(従来補助の要件では対象外の内容)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
	51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
	52-1	休日・夜間の小児救急医療体制の整備(補助要件は従来補助と同様)	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
	52-2	休日・夜間の小児救急医療体制の整備(従来補助の要件では対象外の内容)	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を標榜する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
	53-1	電話による小児患者の相談体制の整備(補助要件は従来補助と同様)	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	53-2	電話による小児患者の相談体制の整備(従来補助の要件では対象外の内容)	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	54-1	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に救急自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。また、受入医療機関に積極的に受け入れるためのコーディネーターの配置を支援する。
	54-2	(上記事業例以外の事業)	

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業【概要】

**本概要は暫定であるため、詳細が分かり次第、希望者に情報提供を行います。
希望者は医務課医務グループまでご連絡ください。**

1 目的

勤務医が働きやすく働き甲斐のある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めて行くことを目的とする。

2 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「3 交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関

地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関

ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病5事業で重要な医療を提供している場合
その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

及び の救急医療に係る実績は、前年1月から12月までの1年間における実績とする。

3 交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

(3) 2024 年までに

- ・ (B) 水準指定を予定している医療機関（(B) 水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、(B) 水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が 1860 時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下

- ・ 前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が 960 時間以下となるよう次の ・ に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取り組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

イ 勤務計画、連続当直を行わない勤務体制の実施

ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

オ 当直翌日の業務内容に対する配慮

カ 交替勤務制・複数主治医制の実施

キ 育児・介護休業法第 23 条第 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に確認すること

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 補助対象となる取組

医療機関において医師の労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善のための体制整備として次のような取組を総合的に実施する取組

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング，タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組

6 補助対象経費

5の総合的な取組に要する，I C T等機器，休憩室整備費用，改善支援アドバイス費用，短時間勤務要員の確保経費等をパッケージとして補助。

事業番号を提案様式1に記載してください。(「1 基本整備」の事業番号は選択できません)

地域医療介護総合確保事業(介護分) 事業例

別紙2

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
1 基本整備(実施主体は都道府県のみとなりますので、「基本整備」は選択できません。)			
(1) 基盤整備			
	1	介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)	都道府県単位で協議会を設置し、人材確保等に向けた取組の計画立案を行うとともに検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進
	2	市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業	市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費の支援
	3	人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	都道府県による、介護人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の運営(事業の運営(評価基準の設計、実際の評価事務)、事業の周知)
2 参入促進			
(1) 介護人材の「すそ野」拡大			
	4	地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	地域の介護事業者団体の業種横断連合(コンソーシアム)が行う、地域住民に対する新たな「介護ブランド」の情報発信 介護事業者や介護養成施設による、小中学校・高校等へ訪問し又は地域の生徒等を集めて行うイントロダクション的な研修 介護事業所の職員が介護技術を発表し、競うコンテストの開催 介護体験をメインとした地域住民へのセミナー等のイベント 家族介護者の会の主催による介護に係る情報交換や介護体験イベント 地域住民への介護に係る基礎的な研修(介護福祉士養成施設や福祉系高校のプレゼンス向上、地域住民の地域包括ケアへの参画を推進) 学生が作成するフリーペーパー、主婦層が作成するミニコミ紙等の周知・広報 地域の商店街等が主催する若者、介護職員、高齢者との交流活動 地域住民への権利擁護人材(市民後見人等)の必要性や役割に関する説明会等
	5	若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	介護事業所に小中学生、高校生、大学生を招いて行う職場体験事業 NPO等が行う介護ボランティア事業への主婦、高齢者等の参加促進
	6	地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業	新しい総合事業において、基準を緩和した訪問型サービスの従事者養成研修 広域的な移動(輸送)サービス従事者養成研修...福祉車両の特性、乗降時の介助等 広域的な配食サービスの調理・配送に係る従事者養成研修 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業(介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労活動を推進)
	7	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	地域外からの就職の促進(赴任旅費、引越等に係る費用の助成)、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘に必要な経費の支援 介護従事者の資質向上の推進に必要な経費の支援 高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費の支援
(2) 参入促進のための研修支援			
	8	介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	介護福祉士養成施設の学生の介護実習受け入れに係る経費の支援 受け入れた学生が介護分野に就職した場合に限る
	9	介護未経験者に対する研修支援事業	中途採用による初任段階の介護職員(介護関係の資格等を有しない者)を、介護職員初任者研修を受講させた場合に当該経費を支援
	10	ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	社会活動(ボランティア)を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費を支援
	11	介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費を支援
	12	介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業	介護分野への参入のきっかけとなるセミナーの実施 セミナー及び研修受講者と事業者とのマッチング(介護職やボランティアとして従事)支援
(3) 地域のマッチング機能強化			
	13	介護分野での就労未経験者の就労定着促進事業	訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費を支援
	14	多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業	都道府県福祉人材センター等への求職者に対する合同就職説明会の実施 キャリア支援専門員(仮称)による相談、的確な求人情報の提供、入職後のフォローアップ相談の実施 過疎地域等での合同就職説明会の実施によるUターン、Iターン、Jターンの促進 過疎地域等での体験就労のための旅費・就職支度金(敷金・礼金相当)の支援
	15	介護に関する入門的研修の実施・生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業	(介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業) 介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費を支援 (介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業) 介護分野への参入のきっかけとなるセミナーの実施 希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費を支援 (介護の周辺業務等の体験支援) 介護に関する入門的研修の受講者(以下「介護入門者」という。)等に対する、身体介護以外の支援(掃除、配膳、見守り等、以下「周辺業務」という。)等に関する体験的職場研修(体験前の説明会やOJT研修を含む。)、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費を支援 (生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業) 生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費を支援
	16	将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費を支援
	17	外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	(外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業) 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費を支援 (外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業) 留学生や特定技能1号外国人の受入を円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費を支援

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
3 資質の向上			
(1) キャリアアップ研修の支援			
	18	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修に係る経費の支援 喀痰吸引等研修・認知症ケアに係る介護従事者の研修・サービス提供責任者研修に係る経費の支援 主としてOJTによる人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する介護技術等の再確認等のための研修 各事業所におけるキャリアパスの的確な運用を図るための研修経費の支援 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築支援 (介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業) 介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために事業所が負担した受講料に対する支援 (介護支援専門員資質向上事業) 資質向上に資する介護支援専門員を対象とした研修(実務従事者基礎研修、専門(更新)研修)の実施に要する経費の支援 地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して、小規模事業者の初任段階の介護支援専門員に対して、実地で指導・支援を行う研修 ケアプラン点検への主任介護支援専門員の同行による、指導・点検を受ける介護支援専門員の資質の向上と、指導・点検を行う主任介護支援専門員の指導力の向上
	19	喀痰吸引等研修の実施体制強化事業	医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度の経費を支援
	20	介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費を支援
(2) 研修代替要員の確保支援			
	21	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	現任職員が各種研修()を受講している期間における代替要員の確保に要する経費の支援 介護職員実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修
(3) 潜在有資格者の再就業促進			
	22	潜在介護福祉士の再就業促進事業	潜在介護福祉士の介護分野への再就業が円滑に進むよう、介護サービスの知識や技術等を再認識するための研修 潜在介護福祉士の介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等を目的とした職場体験 これら研修の職場体験を円滑に行うため、離職した介護福祉士の届出による所在等の把握する事業
	23	離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費を支援
(4) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成			
	24	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	介護サービス事業所の管理者等に対する、必要な知識や技術を修得するための研修 かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を習得し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医を養成するなどの研修 初期集中支援チームに対する、必要な知識や技術を習得するための研修 認知症地域支援推進員に対する、必要な知識や技術を習得するための研修 歯科医師に対して、認知症患者への対応力及び口腔衛生管理能力等の向上を図るための研修 薬剤師に対して、認知症患者への対応力及び服薬指導等能力の向上を図るための研修 組織の中でリーダー的な役割を担う看護師に対して、認知症患者への対応力の向上及び組織内のマネジメント力の向上を図るための研修 介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修 チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための研修
	25	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	地域包括支援センター機能強化推進事業 生活支援コーディネーター養成研修
	26	権利擁護人材育成事業	成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築
	27	介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業	介護予防の推進に資する指導者を養成するため、都道府県リハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して実施する研修
	28	介護相談員育成に係る研修支援事業	介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成するための研修費用を助成

項目	事業番号	事業名(例)	事業の概要(例)
4 労働環境・処遇の改善			
(1)人材育成力の強化			
	29	介護職員長期定着支援事業	(介護職員に対する悩み相談窓口設置事業) 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど、介護職員の離職を防止するための経費の支援 (介護事業所におけるハラスメント対策推進事業) 実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費の支援 (若手介護職員交流推進事業) 若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費の支援
	30	新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業	新人職員に対するプリセプターシップ・エルダー・メンターシップ・チューター制度などを整理しようとする事業者に対する当該制度構築のための研修
(2)勤務環境改善支援			
	31	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	(管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業) 介護事業者の各種制度(労働法規(賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等)の理解促進、女性が働き続けることのできる職場づくりの推進、ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及など、具体的な雇用管理改善の取組を実施するための経費の支援 (介護ロボット導入支援事業) 介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が要介護者等に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資する介護ロボットについての導入経費の支援 (ICT導入支援事業) 介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費の支援 (介護事業所に対する業務改善支援事業) 厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成 ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること
	32	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	(介護事業所における両立支援等環境整備事業) 介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。 介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費の支援
	33	外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる(予定を含む)介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスマスク等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費の支援 介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費の支援
(3)子育て支援			
	34	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の対象とならない事業所内保育施設への運営費の支援
	35	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業	介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業者がその費用の一部を負担する際の経費を支援
	36	子育て支援のための代替職員のマッチング事業	介護分野で短時間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費を支援
5 介護施設等の整備に関する事業			
(1)地域密着型サービス施設等の整備			
	37	可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備の事業	地域密着型特別養護老人ホーム、小規模な老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・ケアハウス、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス、緊急ショートステイ等 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備に対して支援 ○介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に対して支援
(2)介護施設の開設準備経費等への支援			
	38	施設等の開設・設置に必要な準備経費等の事業	特別養護老人ホーム等の円滑な施設開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援 ○介護施設等の大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入について支援 ○介護予防拠点における防災意識啓発のための取組に対する支援
	39	定期借地権利用による整備の事業	土地の取得が困難な都市部等での施設整備を支援するため、定期借地権の設定のため一時金について支援
(3)特養多床室のプライバシー保護のための改善等による介護サービスの改善			
	40	基金利用による既存施設の改修等の事業	特別養護老人ホーム等のユニット化に係る改修費用について支援 特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援 介護療養型医療施設等の老人保健施設等への転換整備について支援 ○介護施設等における看取り環境整備について支援
(4)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			
	41	新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援の事業	感染が疑われる者が発生した介護施設等の消毒・洗浄経費支援 高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業 ○介護施設等における簡易陰圧装置設置経費・換気設備設置経費支援
(5)介護職員の宿舎施設の整備			
	42	介護職員の宿舎施設整備の事業	介護職員の宿舎施設整備の事業

項目1～4の詳細は、別記「介護従事者の確保に関する事業」を参照してください。

項目5の詳細は、別添Aを参照してください。

別記2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。

【基盤構築を行うための事業】

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討にあたっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。

なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。

(2) 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業

市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。

(3) 人材育成等に取り組む事業者の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

【参入促進に資する事業】

(4) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(5) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業

イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業

地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。

ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業

若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。

(7) 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(9) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(10) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(11) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(12) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

(13) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。

ハ 介護の周辺業務等の体験支援

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

ニ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

(14) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実習として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

(15) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。

ロ 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能1号外国人の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費について助成する。

【資質の向上に資する事業】

(16) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(17) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアッ

プ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(18) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。(本項における他の事業で助成される経費を除く。)

(19) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(20) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(21) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(22) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等

イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。

(23) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材(生活支援コーディネーター)育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材(医師、歯科医師、

薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等)の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(24) 権利擁護人材育成事業

イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

(25) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業

都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

【労働環境・処遇の改善に資する事業】

(26) 介護職員長期定着支援事業

イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業

介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ハ 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

(27) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(28) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

以下の、ロ、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
 - ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
 - ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及
- など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

ロ 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取組みを実施するための経費に対し助成する。

ハ ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

ニ 介護事業所に対する業務改善支援事業

① 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成

厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。

- ・ 人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
- ・ その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資する

ものであること

②都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成

都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。

ホ 介護事業所における両立支援等環境整備事業

介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。

(29) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(30) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(31) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(32) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

(33) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

【離島・中山間地域等に対する事業】

(34) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。

積算資料の作成に係る基準単価（提案様式 2 関係）

1 人件費

(1) 会計年度職員（臨時職員）

給料表

職名	日額	職名	日額
一般事務補助員	9,500 円	栄養士	8,400 円
	9,250 円		8,200 円
保健師	11,250 円	歯科衛生士	8,050 円
	11,000 円		7,900 円
看護師	9,700 円	薬剤師	10,450 円
	9,450 円		10,200 円
准看護師	8,250 円	看護専門学校教員	10,900 円
	8,050 円		10,600 円
臨床検査技師	8,900 円	心理職	9,600 円
	8,700 円		9,350 円
作業療法士	8,900 円	獣医師	10,950 円
	8,700 円		10,700 円

上段は「広島市・府中町の場合」、下段は「その他市町の場合」の額

通勤費

日額 1,000 円以内

(2) 委員会等の委員

日額 10,300 円

(3) 研修等の講師手当

区分	1 時間当たり
大学教授級	5,750 円
大学准教授級	4,600 円
高校以下の教員級	2,700 円

2 旅費

(1) 県内

2,490 円

(2) 県外

地域	旅費額	地域	旅費額
東京（1泊2日）	46,550 円	鳥取（1泊2日）	34,640 円
大阪	22,630 円	岡山	13,910 円
神戸	22,250 円	高松	16,030 円
山口	12,830 円	福岡	19,630 円
松江（1泊2日）	20,620 円		

上記 1 (2) の委員, (3) の講師にも適用

〔注記〕

上記単価は、県における令和 2 年度当初予算要求に係る単価であり、新たに単価が示され次第、金額が変更となりますので、御留意願います。

(事業名) ひろしま医療情報ネットワークを活用した
災害強化型在宅医療の推進

団体名: AA 医師会

1 事業番号(別紙「地域医療介護総合確保事業(医療分)事業例」又は別紙「地域医療介護総合確保事業(介護分)事業例」から選択)								
医療分(1 -)	医療分(勤務医の労働時間短縮) 介護分()							
2 事業概要(県民向けに事業の概要が分かるイメージ図(絵)を別途添付してください)								
<p>ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)の機能強化</p> <p>・医師以外の職種の認証基盤整備 ・在宅医療支援システムの整備 ・電子お薬手帳の整備</p>								
3 実施者								
<p>実施者数: <u>4団体</u></p> <p>(内訳)</p> <p>AA 医師会</p> <p>BB 歯科医師会</p> <p>CC 薬剤師会</p> <p>DD 看護協会</p>								
4 裨益職種(該当職種をチェックしてください)								
<p>医師 歯科医師 薬剤師 看護師</p> <p>介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 理学療法士 作業療法士</p> <p>言語聴覚士 生活相談員 ヘルパー</p> <p>その他(具体的職種名:)</p>								
5 計画額及び計画期間								
(1) 計画額 (単位:千円)								
区 分	令和3年度		翌年度		翌々年度以降		合計	
	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金
施設整備事業	0	0					0	0
設備整備事業	11,500	7,667					11,500	7,667
ソフト事業	48,195	48,195					48,195	48,195
計	59,695	55,862					59,695	55,862
詳細は提案様式2のとおり								
(2) 計画期間								
令和3年度～令和3年度 (1年)								
6 現状と課題								
(現状)								
<p>効率的な医療連携を推進するためには、ICT を活用し電子化された医療情報を医療機関間で共有する仕組み(地域医療連携情報ネットワーク)が必要であり、基幹的病院を中心とした地域医療連携情報ネットワークの構築が一部の地域で進められている。</p>								

しかし、つながりの強い一部地域の医療施設群の連携にとどまり、より広域的なネットワークとなっていないため、平成 28 年 3 月に策定した「広島県地域医療構想」において、地域の医療機関の連携を促進するため、「ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)として、全国でも先駆的なメーカーに依存しない県内全域で活用できるネットワークインフラの整備を進めている。

(課題)

ひろしま医療情報ネットワークは電子カルテ等診療情報を共有、連携するためのインフラであるが、利用者は医療機関を想定していたため、看護師やケアマネージャー等医師以外の職種が利用する際の認証基盤が構築されていない。

ひろしま医療情報ネットワークを活用し、多職種間で共有できる在宅医療・介護支援システムが構築されていない。

在宅医療において、患者本人に頼れないお薬手帳を介護支援者で共有できるアプリケーションがない。

7 ねらい(課題解決策)

看護師やケアマネージャー等医師以外の職種が利用する利用認証基盤を構築する。

在宅医療・介護支援システムを構築する。

お薬手帳を介護支援者で共有できるシステムを構築する。

8 事業の内容

ひろしま医療情報ネットワークでは、県民に安心安全な在宅医療と福祉サービスを提供することを目的として、ICT を利用した多職種連携の推進に取り組む。

- (1) 在宅医療・介護に関わる、医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、理学療法士、ケアマネージャー、ヘルパー等が同一のネットワーク上で安全に協業できる環境を整えるため、権限分与の明確なセキュアな職種別利用者認証基盤を構築する。
- (2) 医師や医療福祉関連の多職種間で共有することが有効な情報を集約管理するサーバーと情報の入力や参照を容易かつ効率的とする在宅医療・介護支援システムを構築する。
- (3) 病院、診療所、薬局の協力を得て、患者のアレルギー情報、薬剤禁忌、処方情報など生命維持や健康維持に必要な最小限のデータ(ミニマムデータセット)をひろしま医療情報ネットワークで発行する地域共通 ID で紐付けしつつ、センターサーバーに蓄積するシステムを構築する。このシステムは在宅医療体制での活用に加え、日常的にオンライン電子お薬手帳として利用するとともに、災害時に被災した病院等の診療情報が閲覧できない状況において、センターサーバーに蓄積したミニマムデータセットを活用することにより、適切な医療を提供することができる。

9 事業の成果目標

項目	職種別利用者認証 基盤利用者数	在宅医療・介護支援 システム利用者数	オンライン電子お薬 手帳利用者数
現状値 (R 年度)	2,000 人	1,000 人	1,000 人
令和 3 年度	4,200 人	2,100 人	2,100 人
事業最終年度 (年度)	同上	同上	同上

10 目指すべき姿(2025年(令和7年)のゴールイメージ)

ひろしま医療情報ネットワーク(HMネット)を活用し、県民に安心安全な在宅医療と福祉サービスを提供できている。

11 スケジュール

項目	令和3年度		翌年度	
	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月
利用者認証基盤	構築 →	試験運用 →	本格運用 →	
在宅医療・介護支援システム	構築 →		試験運用 →	本格運用 →
電子お薬手帳	構築 →		試験運用 →	本格運用 →

事業ごとに記載すること。

(担当者連絡先)

担当者 所属・職名	所属	課
担当者 氏名		
連絡先(TEL)	(082)	-
連絡先(FAX)	(082)	-
連絡先(メールアドレス)	@	

担当者は事業の内容について説明していただくことが可能な方としてください。

(事業名) 介護人材育成支援事業 (ユニット集合研修等事業)団体名: AA協議会

1 事業番号 (別紙「地域医療介護総合確保事業(医療分)事業例」又は別紙「地域医療介護総合確保事業(介護分)事業例」から選択)								
医療分()	医療分(勤務医の労働時間短縮) 介護分(21)							
2 事業概要(県民向けに事業の概要が分かるイメージ図(絵)を別途添付してください)								
<p>介護人材の質的向上及び定着に向けた職場環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット集合研修 ・新人職員合同研修 <p>介護分のみ記載(事業の対象となる地域 <u>県内全域</u>)</p>								
3 実施者								
<p>実施者数: <u>1団体</u></p> <p>(内訳)</p> <p><u>AA協議会</u></p>								
4 裨益職種(該当職種をチェックしてください)								
<p>医師 歯科医師 薬剤師 看護師</p> <p>介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員 理学療法士 作業療法士</p> <p>言語聴覚士 生活相談員 ヘルパー</p> <p>その他(具体的職種名:)</p>								
5 計画額及び計画期間								
(1) 計画額 (単位:千円)								
区 分	令和3年度		翌年度		翌々年度以降		合計	
	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金	計画額	うち基金
施設整備事業	0	0					0	0
設備整備事業	0	0					0	0
ソフト事業	4,321	4,321					4,321	4,321
計	4,321	4,321					4,321	4,321
詳細は提案様式2のとおり								
(2) 計画期間								
令和3年度～令和3年度 (1年)								
6 現状と課題								
(現状)								
<ul style="list-style-type: none"> ・介護職場(小規模事業所)は、職員数が少ないため研修等に参加ができていない。 ・県内の離職率について、H28年は、改善したものの依然として高い状況にある。また、入職して1年以上3年未満の離職率が、33.3%と高い数値である。(H28(公財)介護労働安定センター調査) 								
(課題)								
<p>主要都市部を中心として研修等が開催されているが、小規模事業所は長時間職場を空けることが難しく、従事者(新人職員含む)が研修等に参加できていない。</p> <p>また、新人職員については、同期職員も少なく相談できる仲間が少ない環境にある。</p>								

7 ねらい(課題解決策)																												
各地域で施設・事業所が連携し、研修等により資質向上、情報提供の共有の場の確保を図る。 各地域で入職1年未満の従事者を対象とし、新人研修・交流の場を設ける。																												
8 事業の内容																												
各地域で介護人材の質の向上を図るとともに、職員の定着に向けた職場環境づくりを推進することにより、介護人材の安定的な確保・育成を図る。 各地域で小規模事業所(ユニット)を形成し、自らの企画による、介護職員の質の向上と地域の施設・事業所間での連携を通じて、各ユニットでの自主、自立的な取組みを推進する。 各地域で介護職場入職1年未満の従事者を対象として、新人研修を複数回開催することにより、職員間コミュニケーションや相互理解の向上と各自の役割の理解、認識等を深め、離職防止及び職場定着を図る。																												
9 事業の成果目標																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>ユニット数</th> <th>離職率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状値(年度)</td> <td>42 ユニット</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>上記以下</td> <td>上記以下</td> </tr> <tr> <td>事業最終年度(R2年度)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>					項目	ユニット数	離職率	現状値(年度)	42 ユニット	13.5%	令和2年度	上記以下	上記以下	事業最終年度(R2年度)	同上	同上												
項目	ユニット数	離職率																										
現状値(年度)	42 ユニット	13.5%																										
令和2年度	上記以下	上記以下																										
事業最終年度(R2年度)	同上	同上																										
10 目指すべき姿(2025年(令和7年)のゴールイメージ)																												
各地域の複数の小規模事業が連携を図り、資質の向上や介護人材確保等地域の実情に応じた研修等を自ら企画・実施でき、新人職員も地域間の繋がりが持てる環境となる。																												
11 スケジュール																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">翌年度</th> </tr> <tr> <th>4月~9月</th> <th>10月~3月</th> <th>4月~9月</th> <th>10月~3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット構築</td> <td>構築 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユニット集合研修</td> <td>研修 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新人合同研修</td> <td>研修 →</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項目	令和3年度		翌年度		4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月	ユニット構築	構築 →				ユニット集合研修	研修 →				新人合同研修	研修 →			
項目	令和3年度		翌年度																									
	4月~9月	10月~3月	4月~9月	10月~3月																								
ユニット構築	構築 →																											
ユニット集合研修	研修 →																											
新人合同研修	研修 →																											

事業ごとに記載すること。

(担当者連絡先)

担当者 所属・職名	所属	課
担当者 氏名		
連絡先(TEL)	(082)	-
連絡先(FAX)	(082)	-
連絡先(メールアドレス)	@	

担当者は事業の内容について説明していただくことが可能な方としてください。

記載例

事業名: ひろしま医療情報ネットワークを活用した災害強化型在宅医療の推進
 団体名: _____

費目	説明	区分	見積番号	集計欄 (千円)	見積額 (円)	単価 (円)	数量	単位	積算根拠
1 多職種の利用を想定した認証システムの整備									
				9,000					
備品購入費	サーバー	設備	1		5,000,000	5,000,000	1	台	
委託料	システム開発	ソフト			4,000,000	4,000,000	1	件	
2- 在宅医療・介護支援システムの整備									
				8,000					
備品購入費	サーバー	設備	2		1,000,000	1,000,000	1	台	
委託料	システム開発	ソフト			7,000,000	7,000,000	1	式	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 項目が複数に分かれている場合は、項目ごとに記載してください。 </div>									
2- 在宅医療・介護支援システムに係る活用体制の検討会議									
				101					
報償費	講師謝金	ソフト			44,000	5,500	8	式	5,500円×4時間×2日
旅費	講師旅費	ソフト			5,060	2,530	2	日	2,530円×2日
需用費	資料代	ソフト			10,000	5,000	2	式	5,000円×2日
役務費	郵送料	ソフト			2,000	1,000	2	式	1,000円×2日
使用料及び賃借料	会場使用料	ソフト			40,000	20,000	2	式	20,000円×2会場
3 多職種の利用を想定した電子お薬手帳の開発									
				13,500					
委託料	システム開発	ソフト			10,000,000	10,000,000	1	件	
備品購入費	サーバー	設備	3		3,500,000	3,500,000	1	台	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 費目が不明の場合は、空欄としてください。 </div>									
[合計]					30,601				

【集計欄】	(単位:千円)		補助率
	事業費	うち基金	
施設	0	0	(1/2)
設備	9,500	6,333	(2/3)
ソフト	21,101	21,101	(10/10)
介護施設等			
計	30,601	27,434	

(留意事項)

- 人件費・旅費の単価については、別紙3「積算資料の作成に係る基準単価」に記載の単価を使用してください。(別紙3に記載がない場合は、実態に応じて適切に設定してください。)
- 施設整備事業及び設備整備事業については、必ず見積書を添付してください。
- (介護分の介護施設等の整備に係る事業については、市町の事業者選定が未実施で、施設整備を行う事業者が未定の場合などは、見積書の添付は必要ありません。その場合、事業費は、見込額を記載し算出根拠を示してください。)
- 見積書などその他の資料はPDFで1つのファイルに連結のうえ、御提出ください。
- 各項目と見積書が突合できるように、番号等を付記し、順番を整えてください。
- 集計欄は、自動集計されるので、入力しないでください。